

根室市議会基本条例(素案)

2012年11月26日

議会基本条例の制定の理由・理念

- ▶ 二元代表制の実効性を高め、「市民の負託に応える責務」と「市民に開かれた議会」を目指し、議会及び議員の活動原則等を精査、体系化
 - 市民に対する説明責任・情報公開
 - 議会の審査機能の追加・拡大
 - 議員間討議の活性化



- ▶ 議会の最高規範とし「根室市議会基本条例」を制定

根室市議会基本条例(素案)の構成

- ▶ 前文
- ▶ 第1章 総則(第1条—第3条)
- ▶ 第2章 市民と議会の関係(第4条—第6条)
- ▶ 第3章 市長等執行機関と議会及び議員との関係
(第7条—第11条)
- ▶ 第4章 議会の組織体制等について(第12条—第19条)
- ▶ 第5章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬等
(第20条—第22条)
- ▶ 第6章 最高規範性で見直し手続き(第23条—第24条)
- ▶ 附則

第1章 総則

▶ 目的

- 根室市議会の基本理念、基本方針その他の議会に関する基本的事項を定める
- 議会がその権能を発揮し、真に市民の負託に応える
- 市政の発展並びに市民の生活及び福祉の向上に寄与する

▶ 議会の活動原則

- 市民を代表する議決機関として市政運営を評価及び監視
- 政策立案、政策提言機能の充実強化に努める
- 市民に開かれた議会として情報公開と説明責任
- 市民にわかりやすい議会運営
- 市民参加の議会

※議会は言論の府・合議制の機関である

▶ 議員の活動原則

- 市民全体の福祉の向上のため活動する
- 不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動
- 議員間は平等、議員相互間の自由な討議を尊重

第2章 市民と議会の関係

▶ 市民参加及び市民との連携

- すべての会議を原則公開とする
- 議会活動の積極的公開と説明責任
- 懇談会等を開催、民意を反映
- 専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映
- 請願及び陳情は市民による政策提言であり提案者の説明、意見を聴く機会を設ける
- 議会報告会等を開催

▶ 市民意見の反映

- パブリックコメント等により民意の反映に努める

▶ 議会広報の充実

- 議会活動を「議会だより」で定期的に市民に公表
- 多様な広報手段の活用に努める

第3章 市長等執行機関と議会及び議員との関係

▶ 市長等と議会の関係

- 議会と市長等は、議会審議の緊張感の保持に努めなければならない
- 議員の質問は一問一答方式等で行う
- 市長等の反問権を定める

▶ 市長の政策等の形成過程の説明責任・情報公開

- 市長に政策等の形成過程の情報開示を求める
- 政策等の執行後における政策評価に資する審議に努める
- 市長に対し、予算・決算審査のための施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成を求める

▶ 議会の議決権の拡大

- 議会の議決すべき事件の追加を積極的に活用を規定（地方自治法第96条第2項）

▶ 採択請願への対応

- 請願中市の事務に関するものについて、市長等の対応についての議会報告の義務付け

▶ 文書質問

- 議案、政策、施策等に対する市長等への文章質問

第4章 議会の組織体制等について

その1

▶ 討論による合意形成及び政策提言等

- 議員相互間の自由な討議と意見集約に努める
- 議員相互間の論議と合意形成に努める
- 政策提言及び条例制定の提案に努める

▶ 通年議会

- 定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする
- 速やかな議会運営、災害等突発的事件や緊急な行政課題への対応

▶ 委員会中心主義と委員会の適切な運営

- 委員会の専門性と特性を活かす
- 委員会独自の調査研究に努める
- 市民等との懇談会等を積極的に行う
- 審議資料等の積極的な公開

▶ 会派

- 会派の結成
- 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成し活動する
- 会派間における調整を行なう
- 会派に属しない議員の活動を制限するものではない

第4章 議会の組織体制等について

その2

▶ 議会事務局の体制整備

- 議会の監視及び調査機能の強化
- 政策提言及び政策立案等の能力向上



※議会事務局機能の充実強化

▶ 議会研修、議員研修及び政務調査費

- 議会は、議員研修の充実強化に努める
- 議員は、研修及び調査研究に努める
- 会派または議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に調査研究を行う
- 会派または議員は、政務調査費の用途について市民に対する説明責任を負う

▶ 議会図書室の設置、公開及び専門的知見の活用

- 議会図書室を設置し、図書の実充に努める
- 学識経験者等による、専門的事項に関わる調査を活用、討議に反映させる

第5章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬等

▶ 議員の政治倫理

- 議員の政治倫理は、根室市議会議員政治倫理条例による
- 政治倫理条例を規範として遵守

▶ 議員定数

- 議員定数は、根室市議員定数条例で定める
- 議員定数については、
 - ・ 行財政改革の視点及び他市のとの比較
 - ・ 市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮
 - ・ 総合的な観点から決定

▶ 議員報酬等

- 議員報酬等は、根室市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定める
- 議員報酬額は、議員の職務及び職責に見合うよう適時に見直す

第6章 最高規範性に見直し手続き

▶ 最高規範性

- 議会基本条例は、議会における最高規範
- この条例を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の研修を行う

▶ 見直し手続き

- 議会運営委員会による検証
- 検証結果を踏まえ条例改正等適切な措置を講じる